

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成18年度包括外部監査「国民健康保険事業、老人保健事業および介護保険事業の経営管理について」の結果に対する措置状況について

第二 監査の実施及び結果

III. 監査の結果

1. 滞納保険料の徴収を徹底すべきだ

(国保年金課)

【監査結果】

奈良市の国民健康保険事業は、滞納管理を徹底すべきである。たとえば滞納保険料の徴収に当たっては、負担能力があると認められる者に対して、財産の差し押さえ、延滞金の徴収を併せて行うべきである。

現状では、滞納者が法令等に基づいた不利益を受けることを理由に、積極的に徴収を行っているとはいえない。しかし、保険料を納付することは、法律に定められた義務であり、滞納すれば不利益を受けるのが当然である。

また、滞納者に法的な措置があるからといって滞納管理をおろそかにすべきではない。なぜならば、健康な者も保険料を負担することが、すべての国民がいつでも安心して適切な医療を受けることができるという国民皆保険の精神を実現する前提だからである。

さらに、徴収事務効率化の観点からは、保険料と税金、各種料金や使用料等の徴収部門を統合することも検討すべきである。

【措置の内容】

滞納に対応するため、滞納整理に関する奈良県主催の研修に積極的に参加し滞納収納に必要なスキルアップに努めました。

平成30年度から延滞金徴収の収納管理のためのコンピューターシステムの改修により、延滞金を徴収しており、令和元年度からは滞納整理課とも協力して滞納整理を実施できる体制になりました。

また、滞納者に対し複数回催告書送付を実施しました。

分納希望者から収入状況を聴取し、また債務承認及び分納誓約書を徴取し、納付計画と滞納保険料の納付指導に努めています。

さらに、平成28年度から分納不履行者に対し分納の解除警告と納付勧奨通知を

送付しています。

他にも、滞納世帯に対し、収納嘱託員による生活実態調査や納付指導・資格適正化調査を行い、収納嘱託員の有効活用により徴収強化を図りました。